

第 13 分科会 職場の安全衛生と環境改善

◇運営委員 瀧川 聡（日本医労連） 鈴木郁雄（千葉県医労連・全日赤成田）

◇分科会趣旨／問題提起

厚生労働省は「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を策定し、労働基準法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いには、使用者が労働時間を適切に管理するよう改善が求められています。

日本医労連の 2017 年度 看護職員の労働実態調査では、1 年前に比べた仕事量の変化は「大幅に増えた 21.3%」、「若干増えた 36.7%」、合わせると「増えた 58.0%」となっています。

また、不払い労働を含む実際の時間外労働では「5 時間以上 64.1%」、「20 時間以上 20.3%」、「30 時間以上 8.6%」、「50 時間以上 1.8%」となり、看護師の「過労死ライン」と言われる（村上優子さんの裁判で明らかになった）「60 時間以上」が 0.8%・254 人もいることが分かりました。看護職員全体でみると、約 11,360 人が過労死ラインで働いていることになり、とても危険で深刻な問題と考えられます。

一方、医師やコメディカルの違法当直は、依然として長時間連続勤務となっています。

私達は改訂版「安全衛生活動のてびき」を活用して、早期に長時間過密労働、職場環境を改善させる必要があります。分科会では、日頃の労働安全衛生活動のレポート報告を受け、討論を深められるように企画中です。

◇募集する「レポート」

☆労働安全衛生委員会の活動報告

☆労働衛生の 3 管理(作業環境管理・作業管理・健康管理)の改善

☆ハラスメント防止とメンタルヘルス対策

☆労災、腰痛、職業病対策

☆長時間労働、不払い残業撲滅、36 協定、他

◇分科会運営の概要

レポート報告と討論、助言者の講演等により、職場の労働安全衛生活動の前進のための気づきと参加者の交流の場としたい。

◇参加の呼びかけ

労働組合として取り組んでいる職場の労働安全衛生活動における課題と改善についてのレポート報告を募集します。また日頃の活動における悩みや問題などを持って参加されても結構です。参加者の積極的な討論で解決策を一緒に考えていきましょう。多くの仲間のご参加をお待ちしています。